**平成２３年（フ）第４６号**
長野県南佐久郡南相木村3225番地
債務者　秋山　良夫
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

**平成２３年（フ）第４７号**
長野県南佐久郡南相木村3225番地
債務者　秋山　一代
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

**平成２３年（フ）第５２号**
長野県小諸市大字柏木470番地10
債務者　諸山ひで子
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

**平成２３年（フ）第３１６号**
岡山市北区建部町福渡255番地　石引住宅３号
債務者　末房　礼子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第４１６号**
岡山市北区旭本町１番70―202号
債務者　三宅　義夫
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第４１７号**
岡山市北区旭本町１番70―202号
債務者　三宅　妙子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第４５１号**
岡山市北区津島南２丁目２番９―402号
債務者　大安　晴美（旧姓上木崎）
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１２２号**
岡山県津山市新野山形1827番地
債務者　上原　正教
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月24日午後２時30分
岡山地方裁判所津山支部

**平成２３年（フ）第１９４４号**
横浜市南区別所２丁目26番４号
債務者　竹田　　淳
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２５１号**
青森市原別５丁目６番８号
債務者　小笠原公司
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第２６８号**
青森市大字浪館字平岡108番地２　第１ふじ荘５号
債務者　須藤陸奥雄
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第２７５号**
青森県下北郡大間町大字大間字大間平20番地48　大間平第２団地４―２
債務者　山本　弥生
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第２８９号**
青森市安方２丁目12番14―306号
債務者　神　　健
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第２９３号**
青森県上北郡七戸町字和田７番地１
債務者　佐々木浩司
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１９９号**
長崎県佐世保市早苗町490番地13
債務者　山崎　博富
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２３年（フ）第２０１号**
長崎県佐世保市小佐世保町10番13号
債務者　烏山ヨシ子
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係